

## 審査基準

1 県が別に定める委員により組織された「居宅介護職員初任者研修事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

なお、審査委員会では、下記審査項目に基づき提出書類の審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画をした者を受託候補者として選定する。

### 2 審査委員会

書類審査のみとし、提案説明は行わない。

### 3 審査項目及び評価方法

(1) 審査項目は次の4点とする

- ①受託にあたっての取り組み姿勢
- ②研修体制（講師、テキスト、期間、時期等）受講者への配慮
- ③講習開催場所、受講者への配慮
- ④委託費用（見積額の妥当性）

(2) 上記の各審査項目について、1審査項目ごとに下記に基づいて5段階評価を行い、点数を付与する。評価者個人の合計点は20点とする。

求められる水準を相当上回る程度満たしている	5点
求められる水準を十分満たしている	4点
求められる水準をおおむね満たしている	3点
求められる水準を一部満たしている	2点
求められる水準をほとんど満たしていない	1点

(3) 評価者は、社会福祉法人わかうら会職員、社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター職員、和歌山県労働局職業安定部職業対策課職員の3名とする。

### 4 最優秀提案者の決定

審査委員が評価・採点した結果、評価合計点が最高の者を受託候補者とする。ただし、評価対象が1者の場合は、評価者3名の総得点60点のうち36点以上となった場合に採択することとする。

評価合計点の最高の者が同点で複数いる場合は、次の順番で審査項目の得点を比較し、審査項目の得点が高い者を受託候補者とする。

- ①受託にあたっての取り組み姿勢
- ②研修体制（講師、テキスト、期間、時期等）受講者への配慮
- ③講習開催場所、受講者への配慮
- ④委託費用

### 5 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者が決定した後、速やかに全提案者に通知する。